

R5-48号 地域情報通信基盤設備調査業務委託 仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。以下「委託契約条項」という。）及び本仕様書に従い実施するものとし、実施にあたっては魚沼市財務規則（平成16年魚沼市規則第49号）等の関係規定を遵守すること。

1 業務概要

本業務は、小出、湯之谷地域の一部及び広神、守門、入広瀬地域に魚沼市（以下「発注者」という。）が地域情報通信基盤（ICT）整備事業で整備した光ケーブル、自営柱、支線及びセンサー設備等（以下「設備」という。）の更新等を踏まえた現状を調査する業務を受注者に委託するもの。

2 業務内容

番 号：R5-48号

業 務 名：地域情報通信基盤設備調査業務委託

履行期間：契約締結の日から令和6年3月31日まで

履行場所：魚沼市内 一円

3 業務項目

3.1 業務対象

光ケーブル、自営柱、支線及びセンサー設備と光ケーブルが共架している発注者所有以外の柱（以下「共架柱」という。）

3.2 業務内容

- (1) 自営柱、支線を図面及び公図と突合し、建柱位置の地番を特定すること。
- (2) 共架柱の所有者のリストと発注者のリストを突合し、必要に応じて現地調査を行った上で、数量を確定すること。
- (3) 道路、河川、地中管路等の占用等について、現状を調査し、申請書類と差異がある場合は変更のために必要な書類を作成すること。

3.3 業務関連事項

- (1) 作成する資料は公図を用いること。
- (2) 公図の取得は受注者が本業務の範囲で行うこと。
- (3) 現地調査は降雪期以外に行うこと。

4 打合せ等

業務等を適正かつ円滑に実施するため、受注者は現場代理人を置き、発注者の監督員と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

現場代理人は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督

員と協議するものとする。

5 提出書類

受注者は、契約締結後 7 日（休日等を含む）以内に業務着手届を監督員に提出するとともに、契約締結後 1 4 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

6 成果物の提出

受注者は、業務実施報告書に「3.2 業務内容」の結果がわかる業務報告書（紙媒体及び電子データ）1 部を添えて成果物として提出し、検査を受けるものとする。

7 安全等の確保

受注者は、業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、必要がある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務等実施中の安全を確保しなければならない。

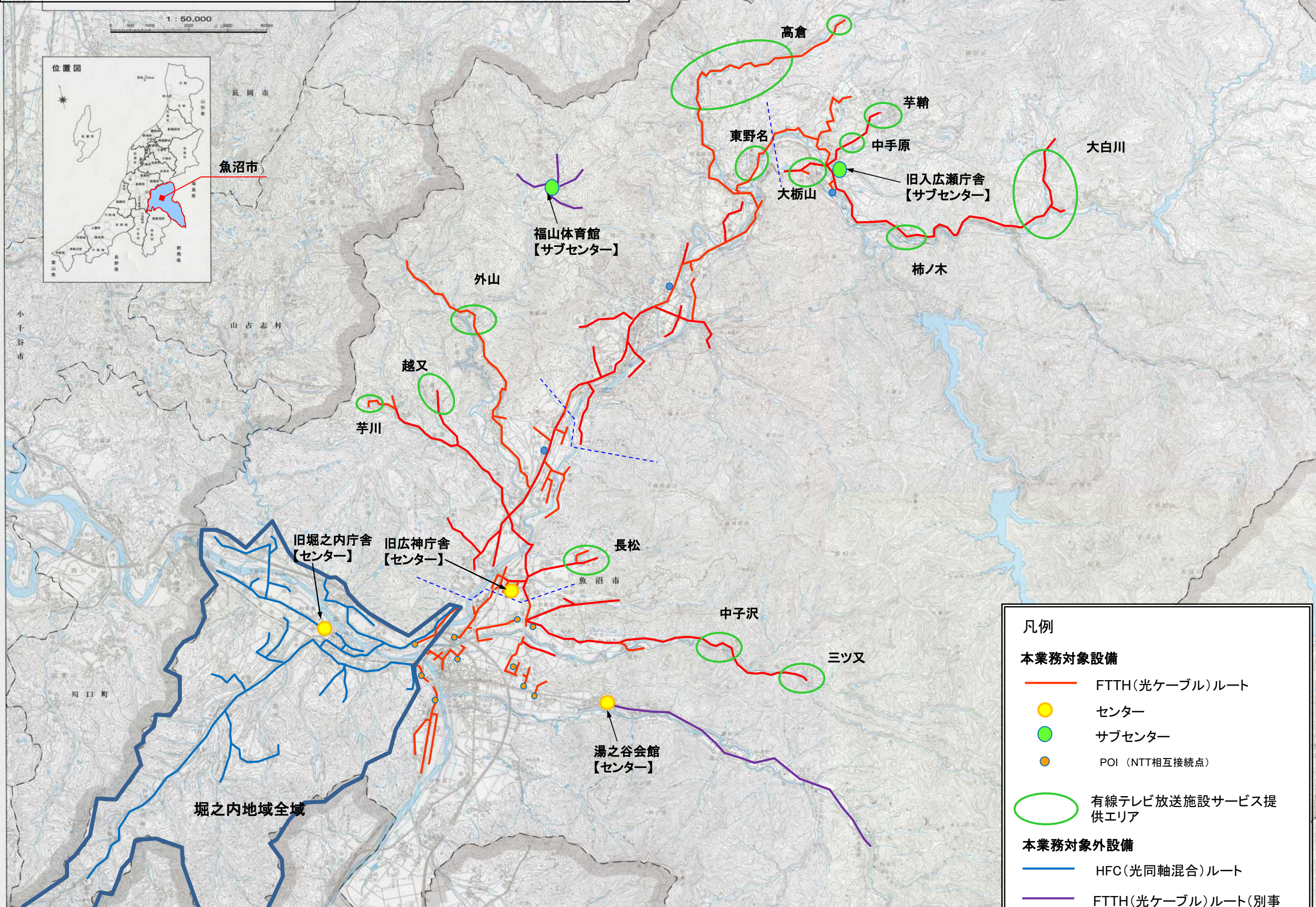
8 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

以上

地域情報通信基盤 (ICT) 整備事業整備エリア図

1 : 50,000



凡例

本業務対象設備

- FTTH(光ケーブル)ルート
- センター
- サブセンター
- POI (NTT相互接続点)
- 有線テレビ放送施設サービス提供エリア

本業務対象外設備

- HFC(光同軸混合)ルート
- FTTH(光ケーブル)ルート(別事業整備)